

○小中学生スポーツ等派遣事業補助金交付要綱

平成12年3月28日

告示第27号

改正 平成20年6月4日告示第37号

平成29年5月16日告示第34号

令和3年3月31日告示第199号

令和6年2月21日告示第115号

(目的)

第1条 この要綱は、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に定めるもののほか、スポーツ競技力の向上及び文化活動の推進を図るため、全国大会等に出場又は参加する小中学校の団体若しくはその個人又は青少年の健全育成を目的として組織された団体若しくはその個人に対し、出場費(参加費を含む。)の一部を補助するため必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助対象とする全国大会等は、次のとおりとする。

- (1) ブロック大会 福井県大会にて選抜されて出場又は参加する北陸三県以上の大会。ただし、福井県大会を経なくても北陸三県以上の出場資格(出場基準)を満たしている場合は、内容を精査し決定する。
- (2) 全国大会 福井県大会又はブロック大会にて選抜されて出場又は参加する全国大会。ただし、福井県大会又はブロック大会を経なくても全国大会の出場資格(出場基準)を満たしている場合は、内容を精査し決定する。
- (3) 事前協議に基づき、市長が教育委員会の意見を聴いて認めた大会

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、勝山市内に住所を有する小学生及び中学生とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から主催者及びその他の団体等が補助する額を除いた額に、3分の2を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 大会開催要項
- (2) 収支予算書
- (3) 収支予算内訳書
- (4) 出場資格を得た大会開催要項及び大会結果又は記録
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助対象者の保護者又は補助対象者が所属する学校長又は団体の代表者が行うものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を審査し、これを正当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付指令書により通知する。

(変更の申請)

第8条 交付決定を受けたのち、補助金額の変更が生じた場合は、補助金変更交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書(変更)
 - (2) 収支予算内訳書(変更)
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (変更交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を審査し、これを正当と認めたときは、補助金の変更交付決定を行い、補助金変更交付指令書により通知する。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 大会結果表
 - (2) 収支決算書
 - (3) 収支決算内訳書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の請求)

第11条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし請求は実績報告書を提出後にできるものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月4日告示第37号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成29年5月16日告示第34号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第199号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月21日告示第115号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	基準
参加登録費	大会実施要項で定めのある額
交通費	(1) 鉄道、航空機又は船舶等を利用する場合 運賃等の実費相当額、又は市長が最も経済的と認める交通機関及び経路により移動した場合の運賃等の額。学生割引、往復割引、団体割引等を利用できる場合は、当該割引適用後の額とする。航空機を利用する場合は、領収書等支払金額の確認できるものを添付すること。 (2) 借上バスを利用する場合 借上料の実費相当額。ただし、必要最低限の仕様及び台数の利用に係る額を上限とし、借上料金を同乗する人数(大人を含む)で割り返した金額を児童(生徒)1人分の料金として算出する。 (3) 自家用車を利用する場合 燃料費の実費相当額。走行距離10キロメートルにつき1リットルを単位とし、市が定めた燃料単価を乗じて算出する。ただし、出発地と目的地を最も経済的な経路により走行するものとする。 (4) 高速道路料金 高速道路ETC料金相当額とし、出発地と目的地を最も経済的な経路により利用するものとする。
宿泊費	宿泊に要した実費相当額。ただし1泊につき小学生7,280円、中学生9,100円を上限とする。(いずれも夕食費、朝食費を含む。)原則として前泊、後泊は補助対象外とする。また大会全日程終了前に敗退した場合、敗退した日の宿泊費も補助対象外とする。ただし、開催地や大会日程等の理由から、移動が困難であると認めた場合はこの限りでない。
食事費	1日1,080円
機材等輸送費	吹奏楽部が使用する楽器その他事前協議に基づき、市長が教育委員会の意見を聴いて認めた機材の輸送

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

勝山市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

小中学生スポーツ等派遣事業補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、小中学生スポーツ等派遣事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 大会名
- 2 開催日
- 3 開催地及び会場
- 4 出場者の学校名、学年及び氏名
- 5 添付書類
 - (1)大会開催要項
 - (2)収支予算書
 - (3)収支予算内訳書
 - (4)出場資格を得た大会開催要項及び大会結果又は記録

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

勝山市長

申請者 住所
氏名
電話番号

小中学生スポーツ等派遣事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、小中学生スポーツ等派遣事業補助金を、下記及び別紙により変更して実施したいので承認願います。

記

- 1 大会名
- 2 開催日
- 3 開催地及び会場
- 4 出場者の学校名、学年及び氏名
- 5 変更する内容
- 6 変更する理由
- 7 補助金額 変更前 円
 変更後 円
- 8 添付書類 (1)収支予算書(変更)
 (2)収支予算内訳書(変更)
 (3)その他必要な書類

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

勝山市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

小中学生スポーツ等派遣事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
小中学生スポーツ等派遣事業が完了したので、小中学生スポーツ等派遣事業補助金交付要綱
第10条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 大会名
- 2 開催日
- 3 開催地及び会場
- 4 出場者の学校名、学年及び氏名
- 5 添付書類
 - (1) 大会結果表
 - (2) 収支決算書
 - (3) 収支決算内訳書

様式第 4 号（第 11 条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

勝山市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

金額 _____ 円

小中学生スポーツ等派遣事業補助金として、上記のとおり請求します。

《振込先》

金融機関名 _____ 銀行・金庫・農協 _____ 支店

口座番号 _____ 普通 ・ 当座

フリガナ

口座名義人 _____

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者 _____ (連絡先 _____)
- ・担当者 _____ (連絡先 _____)